

通達甲教第14号

平成30年3月22日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察術科教師等に関する要綱の制定について

術科教師等の選考及び審査については、茨城県警察術科教師等に関する要綱（平成29年7月12日付け通達甲教第50号別添）により実施しているところであるが、このたび、同要綱の一部を改め、別添のとおり新たに制定し、平成30年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察術科教師等に関する要綱の制定について（平成29年7月12日付け通達甲教第50号）は、平成30年3月31日限り、廃止する。

記

改正点

名誉師範の称号を授与する対象者に首席師範として勤務した後退職した者を加えた。

別添

茨城県警察術科教師等に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、茨城県警察における柔道、剣道及び逮捕術（以下「術科」という。）の教師及び助教（以下「教師等」という。）の指名、名誉師範の称号の授与並びに術科顧問の委嘱に関し必要な事項を定める。

第2 教師等の任務

- 1 茨城県警察に教師及び助教を置く。
- 2 教師は、師範（茨城県警察組織に関する訓令（平成21年茨城県警察本部訓令第5号）第11条第1項の師範をいう。以下同じ。）を補佐し、術科に関し必要な調査、研究及び指導を行う。
- 3 助教は、教師を補佐し、技術指導の補助を行う。

第3 教師等の選考基準

1 教師

教師は、次のいずれにも該当する者から選考する。

(1) 段位等

柔道及び剣道の段位にあつては5段以上を取得した者、逮捕術の級位にあつては上級を取得した者

(2) 資格要件

助教として3年以上の指導歴を有する者又はこれに準ずる指導歴を有すると認められる警部補の階級にある警察官（これに相当する警察行政職員を含む。）であつて、指導者として適格性を有するもの

(3) 教養経歴

管区術科指導者専科等の課程を卒業した者又はこれと同等以上の教養を受けたと認められる者

(4) 術科修行経歴

茨城県警察術科特別訓練員に指定された者で修行歴が7年以上のもの

(5) 年齢

30歳以上の者

2 助教

助教は、次のいずれにも該当する者から選考する。

(1) 段位等

柔道及び剣道の段位にあつては4段以上を取得した者、逮捕術の級位にあつては中級以上を取得した者

(2) 資格要件

術科指導の補助者として、適格性を有すると認められる巡査部長の階級にある警察官（これに相当する警察行政職員を含む。）

(3) 教養経歴

術科を指導する上で必要な教養を受けた者又はこれと同等の教養を受けたと認められる者

(4) 術科修行経歴

茨城県警察術科特別訓練員に指定された者で修行歴が5年以上のもの

(5) 年齢

25歳以上の者

第4 名誉師範及び術科顧問

1 名誉師範

警察本部長（以下「本部長」という。）は、首席師範（茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第5号）第62条の2第1項の首席師範をいう。）又は師範として勤務した後退職した者であつて、術科の振興及び普及に特に功績があり、人格識見に優れ一般の模範となると認められるものに対し柔道名誉師範、剣道名誉師範又は逮捕術名誉師範の称号を授与する。

2 術科顧問

本部長は、術科の指導的立場にあつて、術科の振興及び普及に尽くすなど多大な功労があり、人格識見に優れ一般の模範となると認められる者に対し術科顧問を委嘱する。

第5 候補者の上申等

1 教師及び助教

(1) 警務部教養課長（以下「教養課長」という。）は、第3の基準に該当する者があると認めるときは、茨城県警察教師等指名上申書（別記様式第1号）により本部長に上申する。

- (2) 本部長は、(1)の上申を受けた場合において、教師又は助教に指名することが適当であると認めるときは、指名書（別記様式第2号）により指名する。

## 2 名誉師範及び術科顧問

- (1) 教養課長は、第4に該当する者があると認めるときは、名誉師範にあつては茨城県警察名誉師範称号授与上申書（別記様式第3号）により、術科顧問にあつては茨城県警察術科顧問委嘱上申書（別記様式第4号）により本部長に上申する。

- (2) 本部長は、(1)の上申を受けた場合において、名誉師範の称号を授与することが適当であると認めるときは称号状（別記様式第5号）により、術科顧問を委嘱することが適当であると認めるときは委嘱状（別記様式第6号）により授与し、又は委嘱する。

## 3 1 (1)及び2 (1)の上申書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付する。

- (1) 履歴
- (2) 身上及び勤務成績
- (3) 術科の振興及び普及についての功績の概要
- (4) その他審査上参考となる事項

## 第6 名誉師範の称号の喪失及び術科顧問の解嘱

- 1 本部長は、名誉師範の称号を授与した者又は術科顧問を委嘱した者にふさわしくない言動があつたときは、当該師範の称号を喪失させ、又は当該術科顧問を解嘱することができる。

- 2 本部長は、1により名誉師範の称号を喪失させ、又は術科顧問を解職するときは、その者に対し書面をもって通知するとともに、称号状又は委嘱状を返納させる。

<様式略>